

# 設計図書 (当初)

課長	係長	検算者	担当者
----	----	-----	-----

令和5年度

## 市道1級3号線外1路線街路樹冬期剪定業務委託

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	委託費内訳表	特記仕様書	図面
P1	P2	P3~P4	P5~P8	P9~P13	P14~P15

### 参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

数量計算書	その他	
P16~P17	P18	

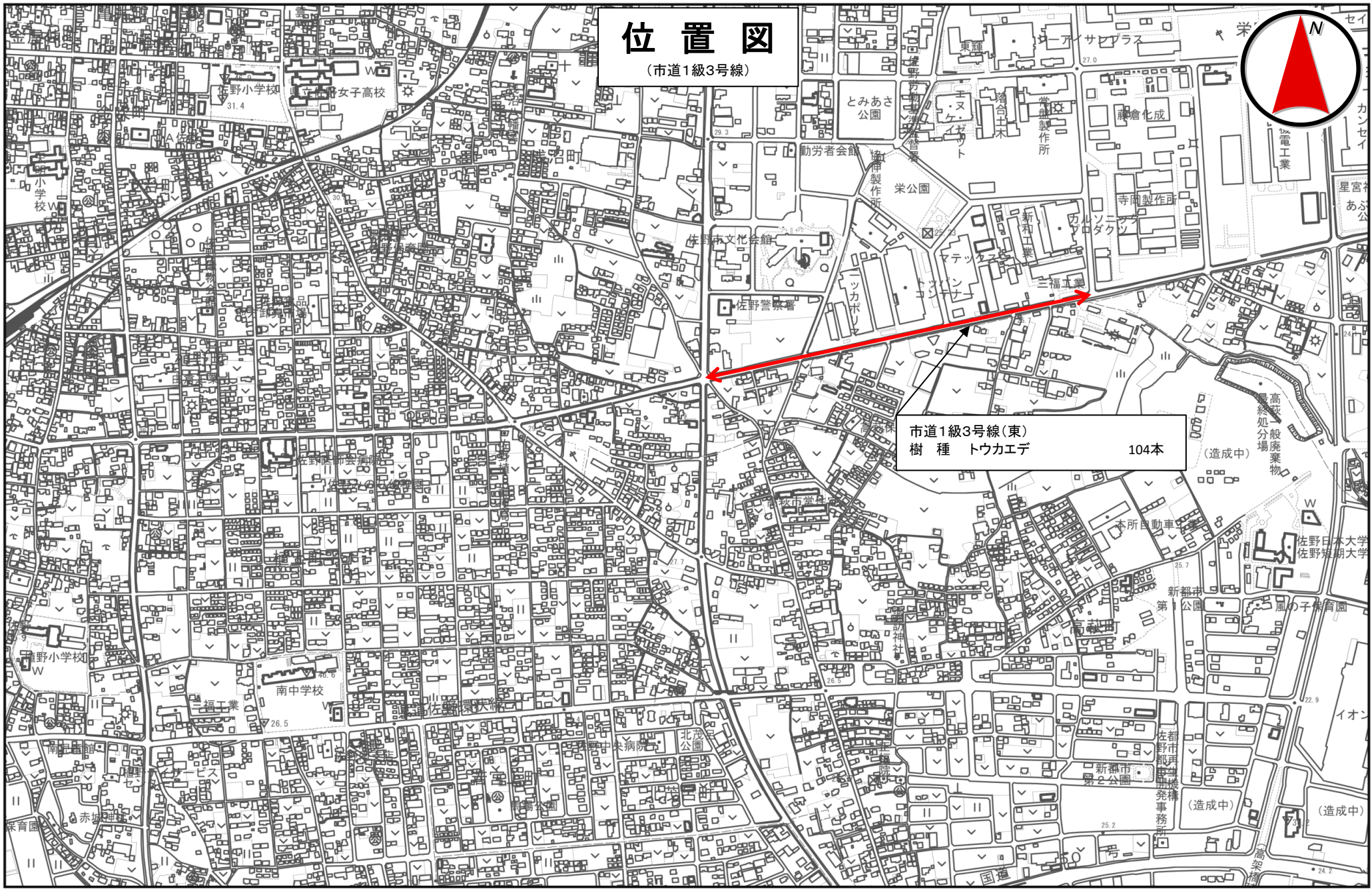
# 設 計 書

市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	係 長	検算者	設計者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

令和5年度	委託名	市道1級3号線外1路線街路樹冬期剪定業務委託		履行期間	～令和6年3月8日まで		
作成 令和5年 10月	履行場所	佐野市 栄町外		設計者名			
設計理由							
委託の種別および概要	樹木剪定(冬期)		幹周60cm未満		104本		
	伐採				4本		

# 位置図

(市道1級3号線)



市道1級3号線(東)  
樹種 トウカエデ  
104本

佐野小学校  
31.4

佐野女子高校

とみあさ公園

労働者会館

栄公園

佐野市文化会館

佐野警察署

市道1級3号線(東)  
樹種 トウカエデ

104本

(造成中)

高次般廃棄物  
処分場

本所自動車

佐野日本大学  
佐野短期大学

新都市  
第1公園

風の子保育園

南中学校

26.5

北公園

新都市  
第2公園

佐野市  
新築

発務所

(造成中)

(造成中)

25.2

24.2

# 位置図

(市道堀米211号線)



市道堀米211号線  
樹種 さくら 4本



# 数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
**本 工 事**					
道路維持		1 式			Y0SZZ
植栽維持工		1 式			Y0R56
樹木・芝生管理工		1 式			Y0R56200
樹木剪定		1 式			Y0R56200631
高木剪定	幹周60 c m未満 処分費込み	本		104	V0100
伐採		1 式			Y0R56200632
伐採	幹周90cm以上120cm未満	本		4	G0001
運搬費		1 式			Y0R5620049H
建設廃棄物収集・運搬費	4tダンプ車 片道10kmまで	t		3	T2777
処分費		1 式			Y0R562005WJ
処分費	伐採樹木	t		3	S0022

A=2



# 数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
**直接工事費**		1 式			
共通仮設費 (率分)		1 式			
**共通仮設費計**		1 式			
**純工事費**		1 式			
現場管理費		1 式			
**工事原価**		1 式			
一般管理費等		1 式			
**一般管理費等計**		1 式			
**工事価格**		1 式			
**工事価格計**		1 式			
消費税・地方消費税額		1 式			
**請負工事費**		1 式			

# 数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
伐採	幹周90cm以上120cm未満				G0001
造園工		人			RA020
普通作業員		人			RA010
チェーンソー運転		日			V0300
小計		本		10	
計		本		1	



## 街路樹冬期剪定業務委託 特記仕様書

1. 業務委託名

市道1級3号線外1路線街路樹冬期剪定業務委託

2. 履行場所

佐野市 栄町外

3. 業務内容

(1) 樹木剪定（冬期）

高木剪定

トウカエデ

(幹周60cm未満) : 104本

※昨年度冬季剪定を行ったため、幹周60cm未満で計上する。

伐採

さくら

: 4本

4. 樹木整姿

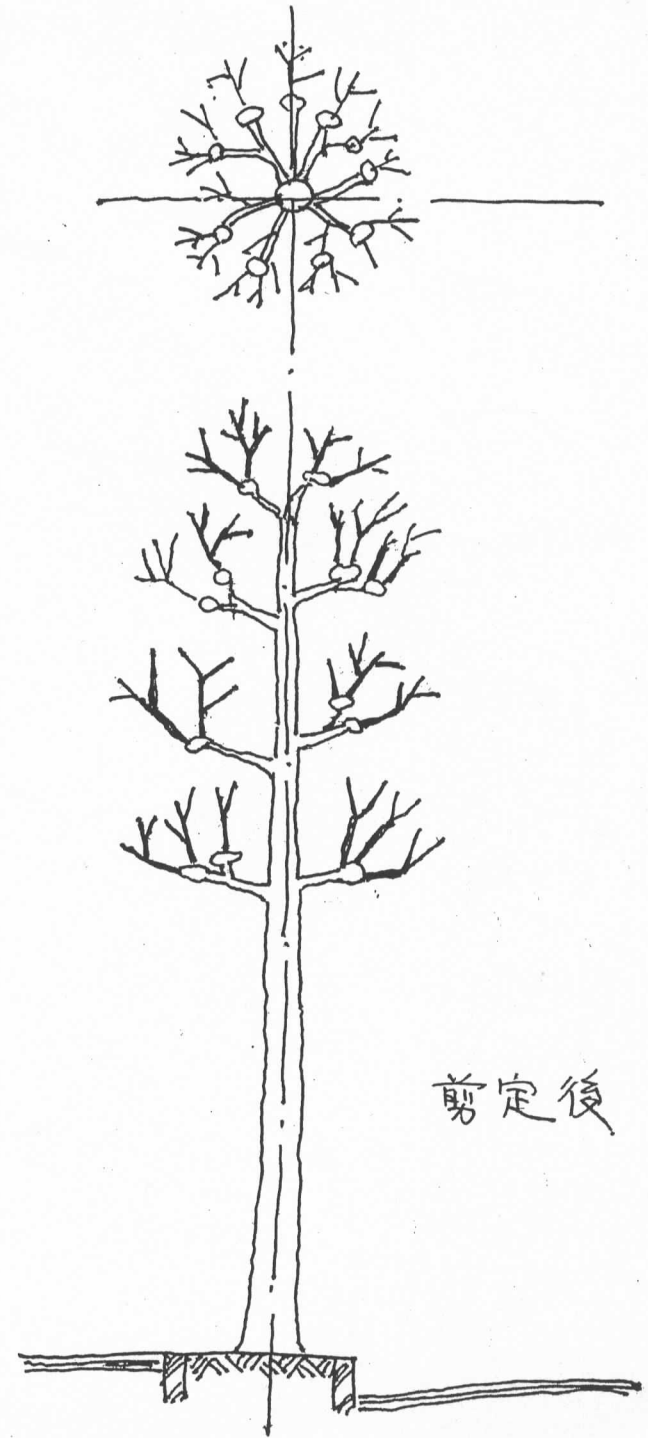
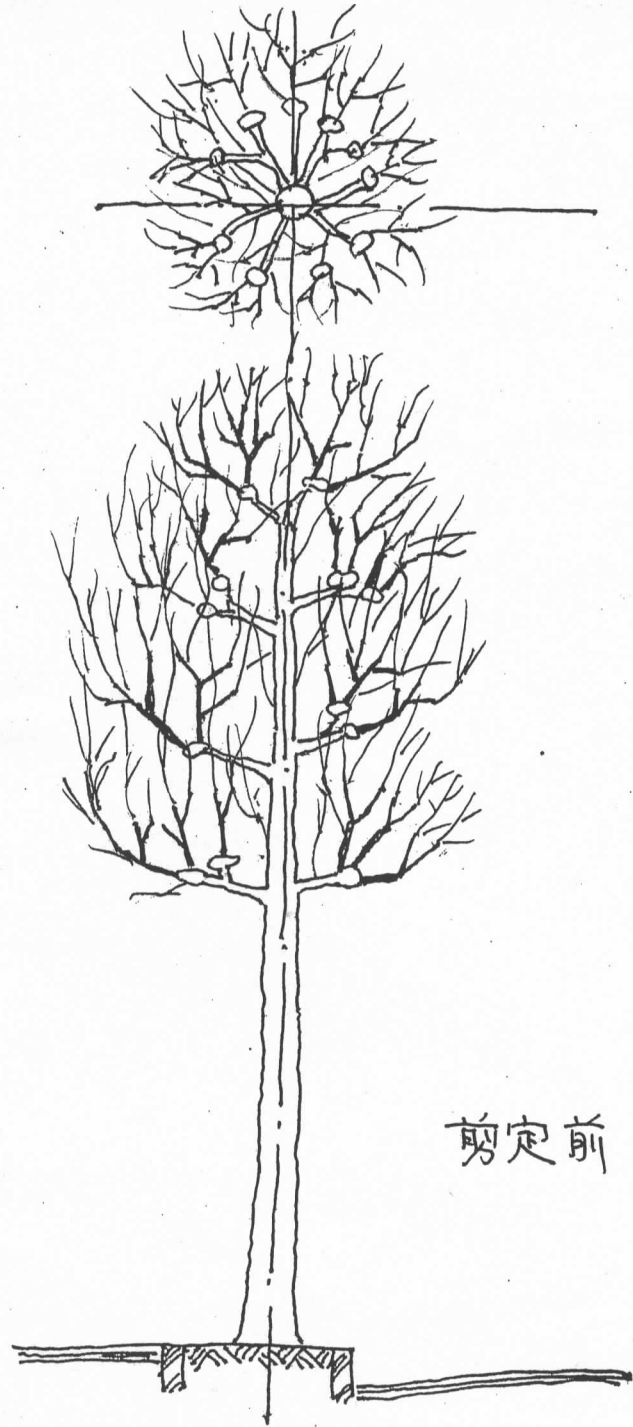
高中木整姿の剪定は、別紙「樹木剪定図」のとおりとする。

5. 処分先

伐採樹木の処分先は(株)祥和コーポレーション(佐野市黒袴町1111-1)とする。

運搬距離 L=6.8 km

# 樹木剪定圖



# 道路植栽管理業務委託 共通仕様書

## 1. 総 則

佐野市都市建設部道路河川課が実施する道路植栽管理業務委託については、栃木県土木工事共通仕様書に準じるとともに、本共通仕様書に基づき実施するものとする。なお、予定価格は栃木県土木工事積算基準書に基づき設定している。

## 2. 一般事項

- (1) 請負者は、対象となる樹木について、整姿の目的、樹木の特性や剪定後の影響を十分に考慮したうえで施工しなければならない。
- (2) 請負者は、枝葉剪定等による発生材について、次の各号に適した処理を行わなければならない。また、他の方法により処理を行う場合は、監督職員と協議をしなければならない。
  - ①. 枝葉剪定による発生材は、堆肥化を図り再利用するものとする。
  - ②. 抜根除草による発生材は、堆肥化を図り再利用するものとする。

## 3. 材 料

樹木整姿工に使用する材料は、次の各号に適合した物、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

- ①. 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議をしなければならない。
- ②. 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議をしなければならない。

## 4. 高中木整姿工

- (1) 高中木整姿工の施工については、次の各号によらなければならない。
  - ①. 請負者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
  - ②. 請負者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業により、切り詰め、枝抜きを行わなければならない。
  - ③. 請負者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈り込み作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。

(2) 剪定の作業については、主として剪定すべき枝は、次の各号によらなければならない。

- ①. 枯枝
- ②. 成長の止まった弱小な枝（弱小枝）
- ③. 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
- ④. 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）
- ⑤. 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- ⑥. 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

(3) 剪定の方法については、次の各号によらなければならない。

- ①. 請負者は、樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
- ②. 請負者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定をしなければならない。
- ③. 請負者は、大枝の剪定は切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数十cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除しなければならない。また、大枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- ④. 請負者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽でできるものとする。
- ⑤. 請負者は、樹冠外に飛び出した枝切り取りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の姿勢に配慮し、適正な分岐点より長いほうの枝を付け根より切り取らなければならない。
- ⑥. 請負者は、枝が込みすぎた部分の中すかしや樹冠の姿勢構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝の付け根から切り取らなければならない。
- ⑦. 請負者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

## 5. 樹木薬剤散布

樹木の薬剤防除に使用する農薬は、次の各号に適合した物、またはこれと同等以上の品質と安全性を有するものを使用しなければならない。

- ①. 農薬の種類は、人畜無害で自然生態系等への影響がない安全なものを使用するものとする。
- ②. 農薬の種類は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場

合は、監督職員と協議をしなければならない。

- ③. 農薬の使用量は、農薬の種類、目的、効果など現地の状況を踏まえ、適切に使用しなければならない。

#### 6. 近隣住民等への対応

請負者は、契約締結後すみやかに、近隣住民等に対し、業務に関する内容を文書と口頭により周知し、理解を得なければならない。また、工期内外において、市民等から苦情や意見等があった場合は、誠意をもって適切に対応し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

#### 7. 第三者に及ぼした損害

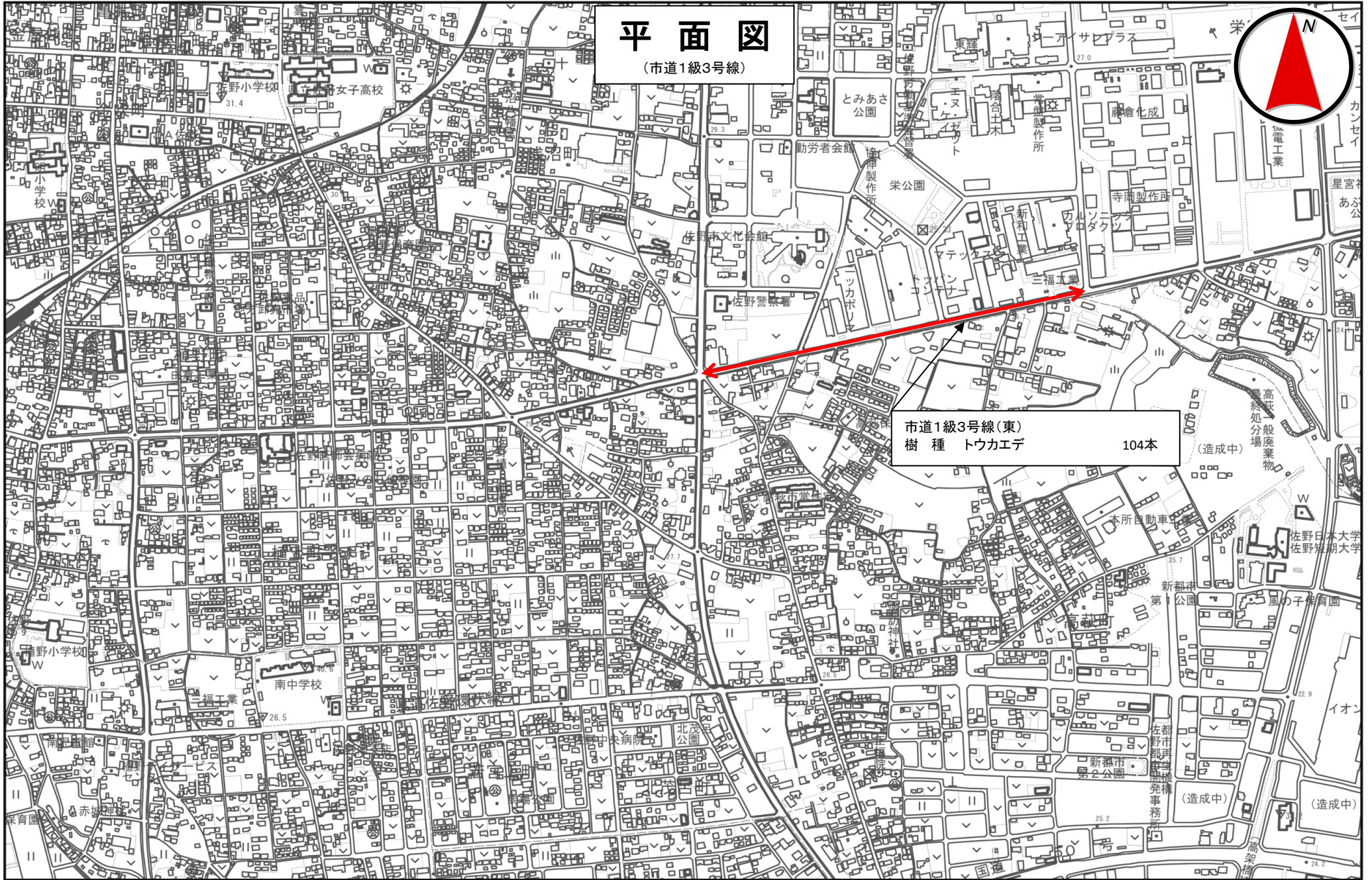
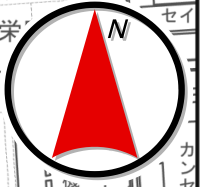
請負者は、業務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 8. その他

この業務の履行に際し疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

# 平面図

(市道1級3号線)



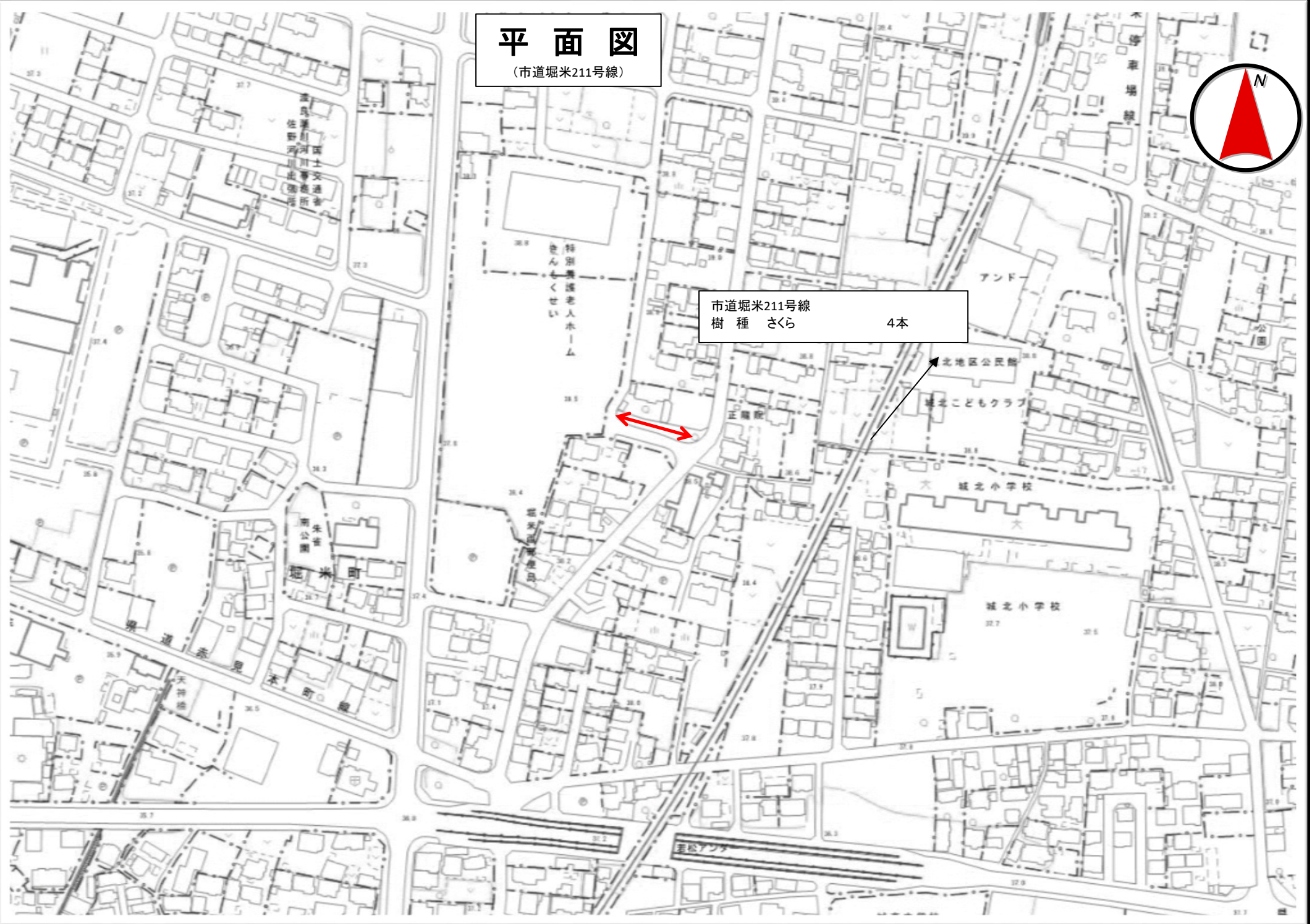
市道1級3号線(東)  
樹種 トウカエデ  
104本

# 平面図

(市道堀米211号線)



市道堀米211号線  
樹種 さくら 4本



# 設計数量

## 市道1級3号線外1路線街路樹冬期剪定業務委託 冬期管理

高木剪定	○市道1級3号線		
	トウカエデ 幹周 C=0.6m未満		16本
	幹周 C=0.6m以上~1.2m未満		88本
伐採	○市道堀米211号線		
	さくら 幹周 C=90cm以上~120cm未満		4本
合計	高木剪定		104本
	伐採		4本



# 市道1級3号線外1路線街路樹冬期剪定業務委託 管理数量表

令和5年10月現在

所在地	植樹種類	数 量 (うち剪定不枯損木)			
		合計 (本)	高木の内訳(幹周) cm		
			30未満	30~60未	60~120未
1-3号線(東) 北側 高萩町栃木ミヅミ ~ 県道佐野古河線迄 南側	トウカエデ	104		16	88
堀米211号線	さくら	4			4
合計	トウカエデ	104		16	88
(高木)	さくら	4			4

